

決 裁 年 月 日			
担 当	確 認	係 長	課 長
別紙判定図のとおり回答する。			

—
---

## 建築基準法に係る道路事前相談カード

年 月 日

1. 相談依頼者（建築主・土地所有者・借地人） \*複数で記入不可能な場合は別紙に記載

住 所 \_\_\_\_\_ ※自署の場合は、認印の押印不要です。

氏名(法人名) \_\_\_\_\_ ※法人の場合は、社印または代表役員の押印が必要です。

電 話 \_\_\_\_\_ (担当者)

2. 相談に係る土地の所有者（登記簿上の所有者全員） \*複数で記入不可能の場合は別紙に記載

住 所 \_\_\_\_\_ ※自署の場合は、認印の押印不要です。

氏名(法人名) \_\_\_\_\_ ※法人の場合は、社印または代表役員の押印が必要です。

電 話 \_\_\_\_\_ (担当者)

3. 実務者 ※担当者名に自署した場合は、認印の押印不要です。

住 所 \_\_\_\_\_

氏名(法人名) \_\_\_\_\_

担当者 \_\_\_\_\_ 連絡先 \_\_\_\_\_

4. 調査敷地の所在地

住居表示：中野区 \_\_\_\_\_ 丁目 番 \_\_\_\_\_ (号)

登記地番：中野区 \_\_\_\_\_ 丁目 \_\_\_\_\_

5. 相談の内容 \*該当項目にチェックして下さい。

- 法第42条第2項道路の中心線及び終端について。
- 法第42条第1項第5号道路の指定済み位置について。

受 付 欄

提出書類は、裏面をご覧ください。

**注 意**：上記の相談に必要な照会・指示等に対し、依頼者の実務担当が連絡・対応を行わない場合、又は指示・連絡をした日から3か月を経過した時点で、本相談が取り下げられたものと見なし処理をします。

\*相談カードに係る業務については、原則、実務担当者を通じて行います。 (表面)

## 《提出書類》

1. 建築基準法に係る道路事前相談カード（申請書）：1部
2. 案内図：3部
3. 現況実測図：3部
  - ①次の（例）による図面を参考に作成してください。
  - ②現況実測図の作成にあたって相談依頼者等が想定した中心線及び後退線等が記入された図面は道路判定図として回答できません。
4. 公 図（写し）：1部 \*インターネットで取得した公図の写しでも可。
5. 土地の登記簿謄本（写し）：1部 \*インターネットで取得した謄本の写しでも可。

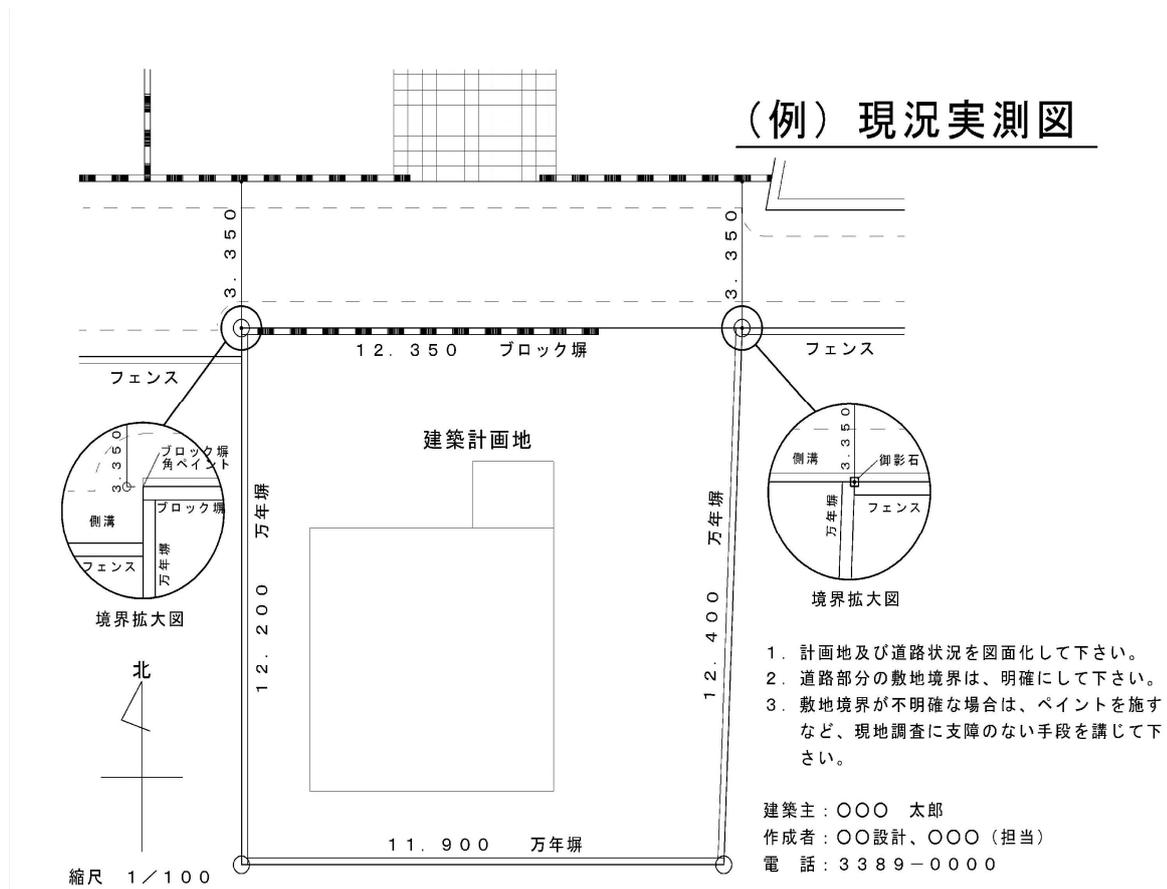
\* 謄本住所と現住所が異なる場合：住民票又は戸籍謄本附票の写しを追加下さい。  
\* 謄本の所有者と相談カードの所有者が異なる場合：①売買の場合は、売買契約書を追加下さい。  
②相続が発生の場合は、相続人が分かる書面の写しを追加下さい。
6. その他 \*下記に掲げる図書等がありましたら写しを1部、資料として提出下さい。
  - ①地積測量図(写し)、②道路・土地測量図(写し)、③道路・土地境界図及び境界確認書(写し)
  - ④貸地・借地図及び契約書(写し)、⑤道路及び敷地に関する写真(写し)、⑥その他参考となる資料

中野区都市基盤部建築課道路判定係 〒164 - 8501 東京都中野区中野4丁目11番19号

電話03 - 3228 - 5549（直通） 中野区役所9階

### 【記事欄】

(裏面)



**別紙 相談依頼者、土地所有者**

—
---

1. 調査敷地の所在地

住居表示：中野区 \_\_\_\_\_ 丁目 番 (号)

登記地番：中野区 \_\_\_\_\_ 丁目 \_\_\_\_\_

2. 相談依頼者

住 所 \_\_\_\_\_

氏名(法人名) \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_ (担当者)

住 所 \_\_\_\_\_

氏名(法人名) \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_ (担当者)

住 所 \_\_\_\_\_

氏名(法人名) \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_ (担当者)

3. 相談に係る土地の所有者

住 所 \_\_\_\_\_

氏名(法人名) \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_ (担当者)

住 所 \_\_\_\_\_

氏名(法人名) \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_ (担当者)

住 所 \_\_\_\_\_

氏名(法人名) \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_ (担当者)